

様式第3の2（第8条関係）

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所（〒 - ）  
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

担当経済産業局（注4） \_\_\_\_\_

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前		変更の有無	変更後		変更理由	備考
事業者名 (注6)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 地方 税法第二 十七条の 四に規定 する法 人
課税事業者の該否 (注7)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当 する (消費税を申告・ 納税されている方)	<input type="checkbox"/> インボイス 発行事業者 に該当する	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当 する (消費税を申告・ 納税されている方)	<input type="checkbox"/> インボイス 発行事業者 に該当する		
	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない(消費税 を申告・納付されていない方)			<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない(消費税 を申告・納付されていない方)			
法人番号 /インボ イス発行 事業者の 登録番号 (注8) (注9)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
法人の代 表者氏名 (注9)	役職		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職			
	氏名			氏名			
法人の役 員氏名 (注9)	役職		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職			
	氏名			氏名			
	役職		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職			
	氏名			氏名			
事業者の 住所(注 9)	(〒 - )		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 - )			
発電設備 の区分 (注10)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
発電設備 の出力 (kW) (注11)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 電力 会社都 合 <input type="checkbox"/> 上記 以外	
パワーコ ンディシ ョナーの 自立運転 機能の有 無	<input type="checkbox"/> 有 ( kW) (自立運転機能 kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( kW) (自立運転機能 kW)			
	<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 無			
給電用コ ンセント の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

発電設備の名称 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の設置場所 (注12)	(〒 - )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 - )		<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
太陽光発電設備の設置形態 (注13)	<input type="checkbox"/> 屋根設置 ( <input type="checkbox"/> 既設の建物等 <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等)	建物の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 屋根設置 ( <input type="checkbox"/> 既設の建物等 <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等)	建物の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有
	<input type="checkbox"/> 地上設置 ( <input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 営農型 <input type="checkbox"/> 水上)	土地の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有		<input type="checkbox"/> 地上設置 ( <input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 営農型 <input type="checkbox"/> 水上)	土地の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有
農地一時転用申請の有無	<input type="checkbox"/> 有	一時転用許可期間(見込み)年 <input type="checkbox"/> 法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可(ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの)を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	一時転用許可期間(見込み)年 <input type="checkbox"/> 法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可(ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの)を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。
	<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 無	
太陽電池に係る事項 (注14)	製造業者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 製造業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外
	種類		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 製造業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外
	変換効率 <input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 製造業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外



	自家消費等の量の見込み	k W h/年	自家消費等の量の見込み	k W h/年		
	自家消費等の用途		自家消費等の用途			
	前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)	k W h/年	前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)	k W h/年		
	自家消費等の比率	%	自家消費等の比率	%		
	特定供給の有無(注21)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特定供給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
解体等に要する費用(注22)	<input type="checkbox"/> 外部積立て(法第15条の6から第15条の10までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。) <input type="checkbox"/> 内部積立て(法第15条の11に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部積立て			
遵守事項(注23)	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注24)					<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。					<input type="checkbox"/>
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。					<input type="checkbox"/>
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。					<input type="checkbox"/>
	発電設備又は発電設備を囲う柵扉等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】					<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。					<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。					<input type="checkbox"/>
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。					<input type="checkbox"/>
添付書類(注25)	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。					<input type="checkbox"/>
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。【20kW未満の屋根設置かつ建物の種類が共同住宅の太陽光発電設備を除く】					<input type="checkbox"/>
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。					<input type="checkbox"/>
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画(変更)届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】					<input type="checkbox"/>	
書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考		
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

6)				
②印鑑証明書(注26)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注26)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④土地の取得を証する書類等(注27)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤建物所有者の同意書(屋根設置の太陽光発電設備のみ)(注28)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注29)(注30)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦建物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注31)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑩発電設備の内容を証する書類(注32)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑪構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑫配線図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑬接続の同意を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

(注33)				
⑭事業実施体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑮関係法令手続状況報告書(注34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑯森林法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑰宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑱砂防法の処分に係る状況を示す書類(処分が必要な場合)(注34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑲地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑳急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉑補助金を返還したことを証する書類(注19)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉒受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類(注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

㉔その他 1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉕その他 2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉖その他 3 (注 3 5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

- (注 1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注 2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注 3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注 4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。  
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、  
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、  
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注 5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注 6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第 6 により届け出ること。
- (注 7) 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注 8) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される 13 桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた 13 桁の数字を記載すること。
- (注 9) 本様式による事業者名の変更に伴つて項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第 6 により届け出ること。
- (注 10) 発電設備の区分は記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、廃止された区分の記号を記載すること。
- (注 11) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、出力が 10 kW 未満となる場合は様式第 4、出力が 50 kW 以上となる場合は様式第 3 により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注 12) 地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第 5 又は様式第 5 の 2 により届け出ること。
- (注 13) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注 14) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。  
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。  
A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池  
A 2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池  
B：薄膜半導体を用いた太陽電池  
C：化合物半導体を用いた太陽電池  
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。  
太陽電池の合計出力は小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載すること。
- (注 15) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。



Z：全量配線

Y：余剰配線

- (注16) 会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注17) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注18) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日の変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再接続する場合、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後再接続する場合である。
- (注19) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注20) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建築物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注21) 特定供給とは、電気事業法第27条の3第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
- (注22) 解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
- (注23) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注24) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注25) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注26) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注27) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注28) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注29) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時まで提出すること。
- (注30) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注31) 写真については、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時まで提出すること。
- (注32) 設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。
- (注33) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注34) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注35) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。